

大泉開発株式会社 行動計画

社員が仕事と家庭生活を両立できるように雇用環境の整備を行い、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3 年 3 月 21 日 ~ 令和 6 年 3 月 20 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1 : 年次有給休暇の取得促進 (60%以上)

- < 対策 > ①年度初めに年次有給休暇取得計画書の提出を義務化(取得 6 日以上)
②本人・家族の誕生日や結婚記念日等に取得を呼びかける
③連休や夏季・年末年始休業に付帯する複数日の取得推進を図る

目標 2 : 男性の子育て目的の休暇の取得推進

- < 対策 > ①現在の就業規則にある妻が出産したときの特別休暇 2 日に付帯させ、おおよそ妻の退院まで連続休暇を取得するよう働きかける
②幼稚園・保育園・学校行事に積極的に参加出来るよう休暇取得を呼びかける